

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	市営住宅管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、市営住宅管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和7年4月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法に基づき、下記の事務を行う。 ①市営住宅への入居資格の確認 ②市営住宅入居時の家賃・敷金の決定 ③市営住宅入居者の収入状況の確認 ④市営住宅入居者の出産や死亡、転入及び転出などの世帯情報の確認
③システムの名称	①公営住宅管理システム ②団体内統合宛名番号連携サーバー ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19項及び35項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条及び第26条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) : なし(市営住宅管理に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) : 番号法第19条第8号 別表第二の31項及び54項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第22条及び第28条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設交通部建築住宅課
②所属長の役職名	建築住宅課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7036
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	建設交通部建築住宅課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7053
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含むデータ連携及び入力について人手を介在する必要があるが、エラーがないかなど複数人で確認しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	市営住宅管理業務について、担当者以外はシステムにアクセスできないように権限を制限している。また担当者が設定しているシステムへのアクセスパスワードも定期的に変更し、不正に利用されないように対策を行っているため十分であると考えます。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月14日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の19項、35項	番号法第9条第1項別表第一の19項、35項、61の2項	事後	
平成28年9月14日	I 3. 法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条、第26条	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条、第26条、第46条の3	事後	
平成28年9月14日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の31項、54項	番号法第19条第7号別表第二の31項、54項、85の2項	事後	
平成29年4月1日	I 5. ②所属長	建築課長 大槻 宏志	建築課長 中川 博文	事後	
平成30年4月1日	I 5. ①部署	土木建設部建築課	土木建設部建築住宅課	事後	
平成30年4月1日	I 5. ②所属長	建築課長 中川 博文	建築住宅課長 中川 博文	事後	
平成30年4月1日	7. 請求先	市長公室秘書課	市民総務部市民課	事後	
平成30年4月1日	8. 連絡先	土木建設部建築課	土木建設部建築住宅課	事後	
平成31年4月1日	I 5①部署名	土木建設部	建設交通部	事後	
平成31年4月1日	I 5②所属長	建築住宅課長 中川 博文	役職のみの記載へ 建築住宅課長	事後	
平成31年4月1日	8. 連絡先	土木建設部	建設交通部	事後	
平成31年4月1日	II. しきい値判断項目		新規記載項目	事後	
平成31年4月1日	IV. リスク対策		新規記載項目	事後	
令和2年7月31日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年7月1日時点	令和2年7月1日 時点	事後	評価の再実施のため時点修正(計数に変更なし)
令和2年7月31日	II. しきい値判断項目 1. 取扱者数	平成27年7月1日時点	令和2年7月1日 時点	事後	評価の再実施のため時点修正(計数に変更なし)
令和3年9月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の31項及び54項	番号法第19条第8号 別表第二の31項及び54項	事前	
令和3年9月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年7月1日 時点	令和3年8月1日時点	事前	
令和3年9月1日	II. しきい値判断項目 1. 取扱者数	令和2年7月1日 時点	令和3年8月1日時点	事前	
令和6年12月18日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年8月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	新様式移行のため時点修正(計数に変更なし)
令和6年12月18日	II. しきい値判断項目 1. 取扱者数	令和3年8月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	新様式移行のため時点修正(計数に変更なし)
令和6年12月18日	IV. リスク対策 8 人手を介在させる作業		追記	事後	
令和6年12月18日	IV. リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策		追記	事後	
令和7年4月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年10月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	(計数に変更なし)
令和7年4月9日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数	令和6年10月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	(計数に変更なし)
令和7年4月9日	I 7. 請求先	市民総務部市民課	総務部総務課	事後	